

岩見沢バレーボール協会 規約

第1章 総則

(名 称)

第 1 条 本会は、岩見沢バレーボール協会 (Iwamizawa Volleyball Association 略称 I.V.A) (以下「本会」という。) と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、北海道バレーボール協会と連携を保ち、バレーボール競技の普及発展および生涯スポーツの振興を図ることを目的とする。

(組 織)

第 3 条 本会は、岩見沢市・三笠市・夕張市・美唄市・南幌町・長沼町・栗山町・由仁町・月形町の 4市5町のバレーボール団体をもって構成する。

(事務局の所在)

第 4 条 本会の事務局を岩見沢市に置く。

(加入手続)

第 5 条 本会に加入しようとする団体および個人は、日本バレーボール協会ならびに北海道バレーボール協会の登録規定のほか、本条により所定の手続を行わなければならない。
2 団体および個人の加入は、理事会の承認を得るものとする。

(事 業)

第 6 条 本会は、第2条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 各種競技会および国際大会・招待大会等の企画ならびに実施
(2) 各種競技会および講習会等への役員の派遣ならびに招聘
(3) 指導者および審判員の養成
(4) 選手およびチームの育成ならびに強化
(5) 友好団体および加盟団体への協力
(6) 競技規則の調査および研究
(7) 功績のあった個人および団体の表彰
(8) その他、必要な事業

第2章 役 員

(役員を選任)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 長 1名
- (3) 副 理 事 長 若干名
- (4) 常 任 理 事 理事の2分の1以内
- (5) 理 事 若干名
- (6) 監 事 2名

2 本会に、名誉会長および顧問ならびに参加を置くことができる。

3 名誉会長および顧問ならびに参加は、本会に功績のあった者、または、学識経験者の中から、総会において選任すものとし、会長が委嘱する。

4 顧問は、会長の諮問機関とする。

5 参加は、理事会の諮問機関とする。

6 顧問および参与は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とする。

ただし、名誉会長および顧問ならびに参与はこの限りでない。

- 2 役員に欠員が出たときは、最も早い時期にこれを補充する。
この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第9条 会長および副会長は、総会で選任する。

- 2 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代行する。

(理事長および副理事長)

第10条 理事長および副理事長は、理事の中から総会において選任し、会長が委嘱する。

- 2 理事長は、会長・副会長を補佐し、常務を処理執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長の指名した副理事長がその職務を代行する。

(常任理事)

第11条 常任理事は、理事の中から総会において指名し、会長が委嘱する。

- 2 常任理事は、専門委員会の会務を分担する。
- 3 常任理事の定数は、理事総数の2分の1を超えてはならない。

(理事)

第12条 理事は、総会で選任し、会長が委嘱する。

- 2 理事は、専門委員会の会務を分担する。

(監事)

第13条 監事は、総会で選任し、会長が委嘱する。

- 2 監事は、本会の事業および会計を監査する。

第3章 会 議

(会議)

第14条 本会の会議は、総会および理事会ならびに常任理事会とする。

(総会)

第15条 総会は、会長・副会長・理事・監事をもって構成し、会長が招集するとともに議長を務める。

- 2 総会は、本会の最高決議機関であり、定期総会および臨時総会とする。
- 3 総会では、次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業報告および収支決算の承認
 - (2) 事業および予算の計画
 - (3) 役員の選任
 - (4) 規約および規定の改廃
 - (5) その他、重要な案件
- 4 緊急を要する場合のほか、軽微な事項については、理事会に委任する。
- 5 定期総会は、特別な場合を除き毎年度4月に開催する。
- 6 臨時総会は、重要かつ緊急に決議を要する場合に会長が招集する。

(理事会)

第16条 理事会は、会長・副会長・理事・監事をもって構成し、必要に応じて会長が招集するとともに議長を務める。

2 緊急を要する場合および軽微な事項は、常任理事会に委任する。

(常任理事会)

第17条 常任理事会は、理事長および副理事長ならびに常任理事で構成し、必要に応じて理事長が招集するとともに議長を務める。

2 常任理事会は、常務を処理執行する。

第4章 専門委員会

(専門委員会)

第18条 本会に、常任理事および理事をもって専門委員会を設ける。

2 専門委員会に関する規定は、別に定める。

第5章 会計

(経費)

第19条 本会の経費は、登録料・参加料・寄付金およびその他の収入をもって、これに充てる。

2 登録料の額は、総会で定める。

(会計)

第20条 本会の会計は、一般会計および特別会計とする。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

第22条 この規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第7章 委任

(委任)

第23条 この規約によるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、昭和46年12月1日から施行する。

この規約は、平成4年4月1日から施行する。

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

専門委員会設置規定

(目的)

第1条 この規定は、規約第18条の定めにより専門委員会を設け、専門的業務を分担し、効率的な組織運営を図るため、必要な事項を定める。

(委員会の名称)

第2条 前条に定める専門委員会は次による。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 一貫指導委員会

(委員長および副委員長)

第3条 前条の各号に定める委員会に、委員長および副委員長を置く。

- 2 前項に定める委員長および副委員長は、理事会で選任し、会長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を統括し、所管業務を処理執行する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(部会)

第4条 委員会には、専門的な業務を処理執行するため、部会を設けることができる。

- 2 部員は、理事会において選任し、会長が委嘱する。
- 3 部会には、部員の互選により部長および副部長を置く。

(分掌事務)

第5条 各専門委員会の分掌は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会

- ① 会議の開催に伴う連絡および調整ならびに議事録の作成
- ② 競技会における総務委員の動員
- ③ 一般会計および特別会計の経理事務ならびに管理
- ④ 広報活動および各種資料の収集ならびに保管
- ⑤ 加盟団体等との連絡および調整
- ⑥ その他、庶務全般

(2) 競技委員会

- ① 競技会の企画
- ② 競技会の日程調整および会場の確保
- ③ 大会開催要項の立案および周知
- ④ 競技会における競技委員の動員
- ⑤ 競技会の記録収集および保管
- ⑥ 競技記録集の発行
- ⑦ ソフトバレーボールの普及および競技会の開催
- ⑧ その他、競技全般

(3) 審判委員会

- ① 審判技術および資質の向上を図るための講習会ならびに研修会の開催
- ② 競技会における審判員の動員
- ③ 審判員および JAVS の養成
- ④ 審判員および JAVS の認定・更新ならびに資格審査事務
- ⑤ その他、審判全般

(4) 一貫指導委員会

- ① 加盟団体との連携および活動支援
- ② ジュニア普及のための講習会の開催
- ③ 指導者養成のための講習会の開催
- ④ 公認コーチおよびスポーツ指導員の養成
- ⑤ 公認コーチおよびスポーツ指導員の認定・更新と資格審査事務
- ⑥ 優秀選手および団体の資料収集と表彰事務
- ⑦ 長期展望にたった強化施策の立案
- ⑧ 選手およびチームの技術向上を図るための講習会等の開催
- ⑨ ジュニア強化を図るための事業の企画および実施
- ⑩ バレーボール技術講習会等の実施
- ⑪ 強化練習会等の企画と実施
- ⑫ その他、一貫指導全般

第6条 各委員会の事業および予算の執行状況は、毎年度ごとに監事の監査を受けるとともに、総会に報告しなければならない。

第7条 この規定によるもののほか、必要な事項は、常任理事会において定める。

付 則

この規定は、平成16年4月1日から施行する。

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

表彰規定

第1条 規約第6条(7)に定める表彰は、次の各号の一つに該当する場合に実施する。

- (1) 本会に登録する中学・高校・大学のいずれかのチームに所属し、特に優秀と認められる選手
- (2) 本会の業務執行に長年貢献し、特別な功績のあった者
- (3) 特別優秀な成績を収めた団体
- (4) その他、特別な功績が認められる場合

第2条 表彰の推薦があったときは、常任理事会において審査する。

第3条 この規定によるもののほか、必要な事項は、常任理事会において定める。

付 則

この規定は、平成16年4月1日から施行する。

慶弔規定

(慶 祝)

第1条 本会の加盟団体および個人が、次の各号で受賞したときは、協会が主催して祝賀会を開催することができる。

- (1) 日本バレーボール協会および日本体育協会等の全国表彰
- (2) 北海道および市町村の表彰
- (3) 北海道スポーツ賞、報道関係スポーツ賞等
- (4) その他、理事会で認めた表彰

2 北海道協会および地区協会等の慶祝には、必要により祝金・祝電等を贈る。

(弔 慰)

第2条 本会の役員および各加盟団体長の逝去に際しては、香典・弔花・弔電等を贈り弔慰を表す。

2 香典の額等は、常任理事会において定める。

(見 舞)

第3条 本会の役員が病気および著しい災害を受けたときは、見舞金等を贈る。

2 見舞金の額等は、常任理事会において定める。

第4条 この規定によるもののほか、必要な事項は、常任理事会において定める。

付 則

この規定は、平成16年4月1日から施行する。